

志學館大学研究生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則第61条の2の2及び志學館大学大学院学則第45条第2項の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 学士課程の研究生となることのできる者は、学士の資格（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。資格に関して以下同じ。）を、大学院の研究生となることのできる者は、修士の資格を有する者でなければならない。

(受入期間)

第3条 研究生の受入期間は、1学期又は1学年の間とする。

(出願手続)

第4条 研究生を志願する者は、受入れを希望する学期の初日の2週間前までに、次の各号に掲げる書類に検定料10,000円を添えて願出しなければならない。

- (1) 研究生志願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校卒業（修了）証明書

(受入許可)

第5条 受入れの許可は、学長が、学務委員会又は研究科教務委員会の意見を聴いて、これを行う。

(登録料及び授業料等)

第6条 研究生として受入れを許可された者は、所定の期日までに登録料10,000円及び授業料1学期につき60,000円を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間を延長したときは、検定料及び登録料は徴収しないものとする。
- 3 第1項に定める授業料は、学長が特に必要と認める場合は、不徴収とすることができる。
- 4 研究に要する費用は、必要に応じて本人の負担とする。

(指導教員等)

第7条 学部長又は研究科長は、研究生に対して、その研究課題に応じ指導教員を定めるものとする。

- 2 研究生は、授業科目担当者の許可を得て、授業科目を聴講することができる。

(研究の終了)

第8条 研究生は、その研究期間が終了したときは、研究報告書を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

- 2 研究を終了した者に対し、研究証明書を交付することができる。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。